

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。</p>	<p>株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。</p>
<p>I. 指定基準</p> <p>次に掲げる1.～4.の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。</p>	<p>I. 指定基準</p> <p>次に掲げる1.～4.の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。</p>
<p>1.～4.（略）</p>	<p>1.～4.（略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>（注1）売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。</p>
<p>（注1）（略）</p>	<p>（注2）（略）</p>
<p>（注2）（略）</p>	<p>（注3）（略）</p>
<p>（注3）2.イ.については、<u>売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示される場合には、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（注4）2.ロ.については、<u>売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合</u></p>	<p>（新設）</p>

であっても、売買立会において、呼値の制限値幅
の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立
する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の
上限の値段が最終特別気配として表示されるとき
には、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信
用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新
規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注5) 3. について、初値決定日の翌営業日以 (新設)

降、上場日から起算して24営業日までの間に
おいては、「当該営業日時点における25日移
動平均株価」とあるのは、「初値決定日の株価」
と読み替えて適用するものとする(3.イ.に
ついては、当該営業日の株価が呼値の制限値幅
の下限の値段である場合に限るものとし、3.
ロ.については、当該営業日の株価が呼値の制
限値幅の上限の値段である場合に限るものとし
る。)

II. 解除基準

次に掲げる1.及び2.の基準のすべてに該
当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指
定を解除する。

1. ~ 3. (略)

(注1) 25日移動平均株価との乖離に係る指定 (新設)

基準に該当した場合の解除基準における株価基
準の適用について、次に該当するときは乖離率
にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が25日
移動平均株価を超過していた場合において、
各営業日の株価が25日移動平均株価未満で
あるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が25日
移動平均株価未満であった場合において、各
営業日の株価が25日移動平均株価を超過し

II. 解除基準

次に掲げる1.及び2.の基準のすべてに該
当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指
定を解除する。

1. ~ 3. (略)

<p>ているとき</p>	
<p>(注2) 初値決定日の株価との乖離に係る指定基準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</p> <p>(1) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき</p> <p>(2) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき</p>	<p>(新設)</p>
<p>(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、指定を解除することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>Ⅲ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。 「売買高」は、売買立会による売買高とする。 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 	<p>Ⅲ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。 「売買高」は、売買立会による売買高とする。 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 <p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p>・25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に</p>

<ul style="list-style-type: none"> 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（<u>売買が成立したものに限る。</u>）の売買高に対する比率をいう。 	<p><u>該当した場合における解除基準に係る株価基準の適用について、次に該当する日のときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u></p> <p><u>(1) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満である日</u></p> <p><u>(2) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過している日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の<u>売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 「<u>売注文数量</u>」及び「<u>買注文数量</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の<u>売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u> 	<p>(新設)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「<u>信用取引の新規売注文比率</u>」及び「<u>信用取引の新規買注文比率</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による<u>新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u> 	<p>(新設)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、<u>売注文数量及び買注文数量並びに信用取</u> 	

引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

以 上

(平成 2 9 年 2 月 1 日実施)

以 上

(平成 2 5 年 1 月 1 日実施)